

《 物資事業に係る自動車販売特約店契約業者との契約解除について 》

物資事業に係る下記の自動車販売特約店契約業者を平成 30 年 4 月 1 日付けで解除します。

つきましては、平成 30 年 4 月 1 日以降は、下記業者で物資購入票は使用できませんので御注意ください。

記

合名会社 富士商会（尾鷲市南陽町 10-7 電話(0597)22-0799)